

—令和7年度 第2回西脇市都市計画審議会—

西脇市立地適正化計画の改定について



R7.8.22 西脇市 都市計画課

- 1 計画の進捗状況による見直し
- 2 今後のスケジュール

視点1 計画の進捗状況による見直し

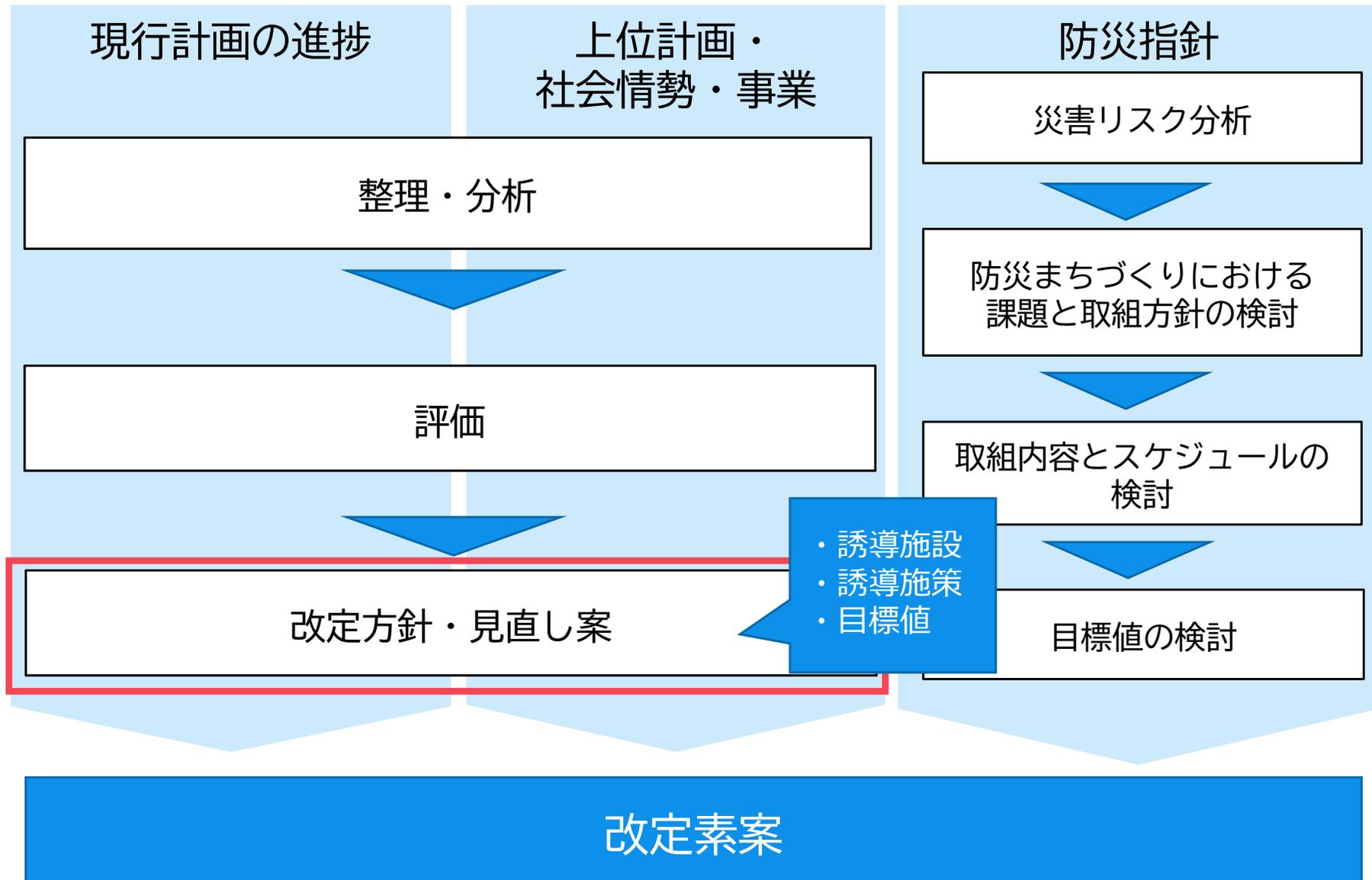
- 計画策定から約5年が経過したことから、この5年間の計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行い、計画の一部見直しを行います。
- 総合計画・都市計画区域マスタープラン・地域公共交通計画等の関連計画との整合、近年の社会動向の反映、都市計画道路整備等の各種事業を踏まえて、計画の一部見直しを行います。

視点2 防災指針の追加

- 近年の自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」という）を計画に記載することとされたことから、防災指針を追加します。

視点1 計画の進捗状況による見直し

視点2 防災指針の追加



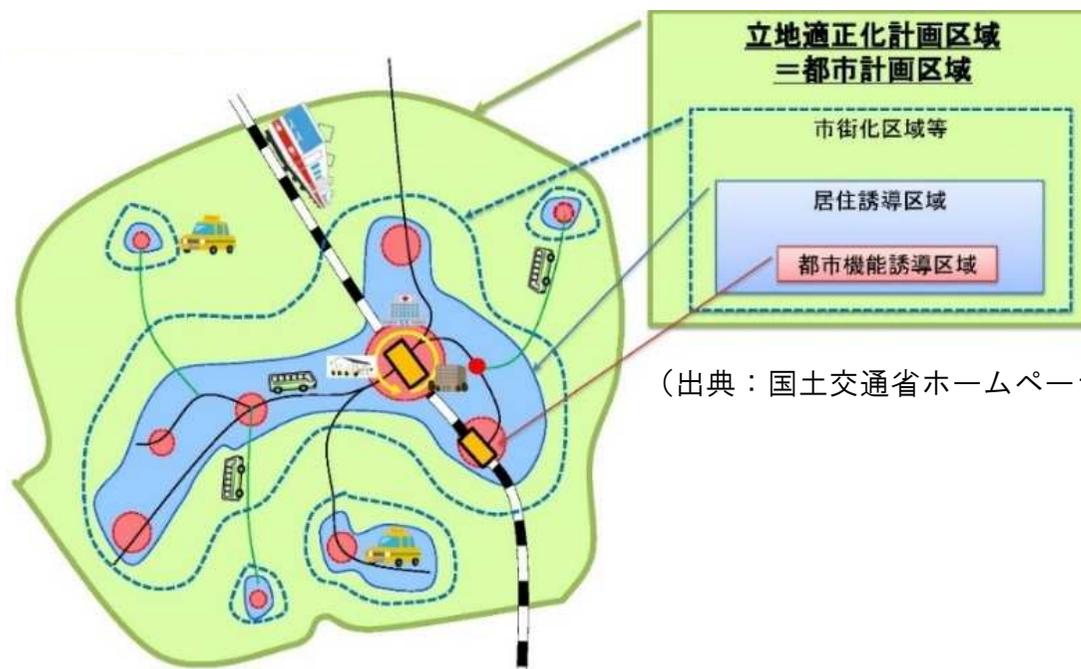
1 計画の進捗状況による見直し

1-1 誘導施設

■ 立地適正化計画のイメージ

● 立地適正化計画の内容

- ① 居住誘導区域
- ② 都市機能誘導区域
- ③ 誘導施設
- ④ 防災指針



(出典：国土交通省ホームページ)

● 誘導施設

- 都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導又は維持すべき施設
- 施設としては、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性の向上を図るための施設であって、都市機能の増進に寄与するもの

■ 誘導施設（都市機能誘導区域B）

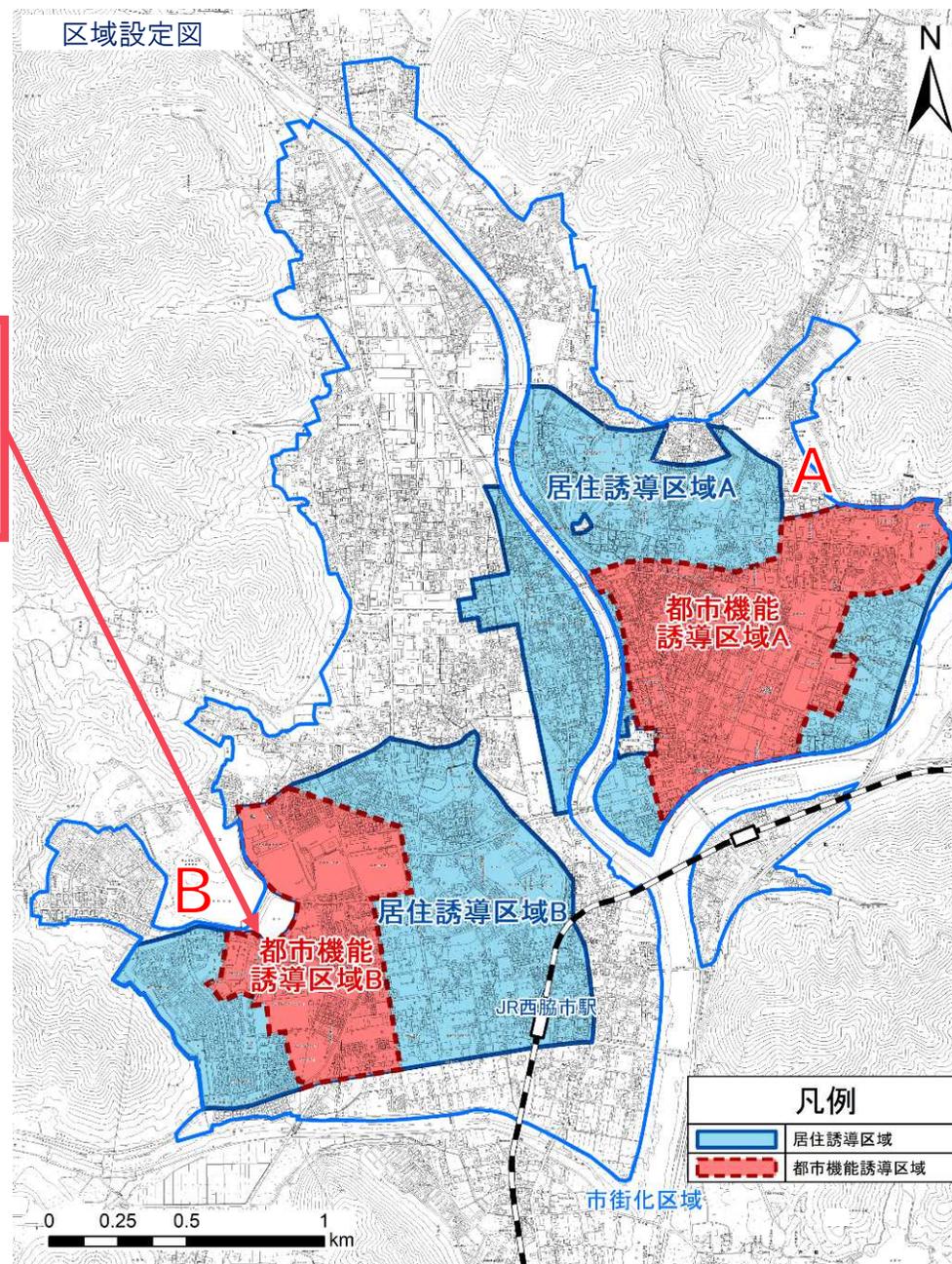
【都市機能誘導区域A】

まちなか（中心市街地）で、交通拠点に隣接する市の中核的な都市機能が集積され、拠点となるエリア

整備済みである医療の拠点と合せ、交流や健康、福祉機能などの新たな核となる都市機能の集約し、周辺の空洞化が進むまちなかへの波及効果として都市機能の誘導が見込まれるエリア

【都市機能誘導区域B】

文教地区に位置付けられ、教育文化の充実を図るため、子育て支援施設や図書館などの複合施設（茜が丘複合施設「Mirai」）が拠点として立地するエリア



誘導施設（都市機能誘導区域B）		
名称	定義	
交流施設	地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流などの都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な「市民交流施設」	
文化施設	図書館法第2条第1項に規定する「図書館」	
子育て支援施設	児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」	
教育施設	教育施設Ⅰ	地域の産業振興に資する学校教育法第1条に規定する「大学」の「サテライト」、同法第124条に規定する「専修学校」、又は教育に資する「研究機能（ラボラトリー）」を有する施設
	教育施設Ⅱ	学校教育法第1条に規定する「高等学校」、「中学校」、「小学校」

■ 誘導施設の追加

誘導施設		都市機能誘導区域	
名称	定義	都市機能誘導区域A	都市機能誘導区域B
子育て支援施設	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設	—	○
	児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」	—	○

児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設
 : 放課後児童クラブ

児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」
 : 児童館（西脇市茜が丘複合施設「Miraie(みらいえ)」こどもプラザ)

第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

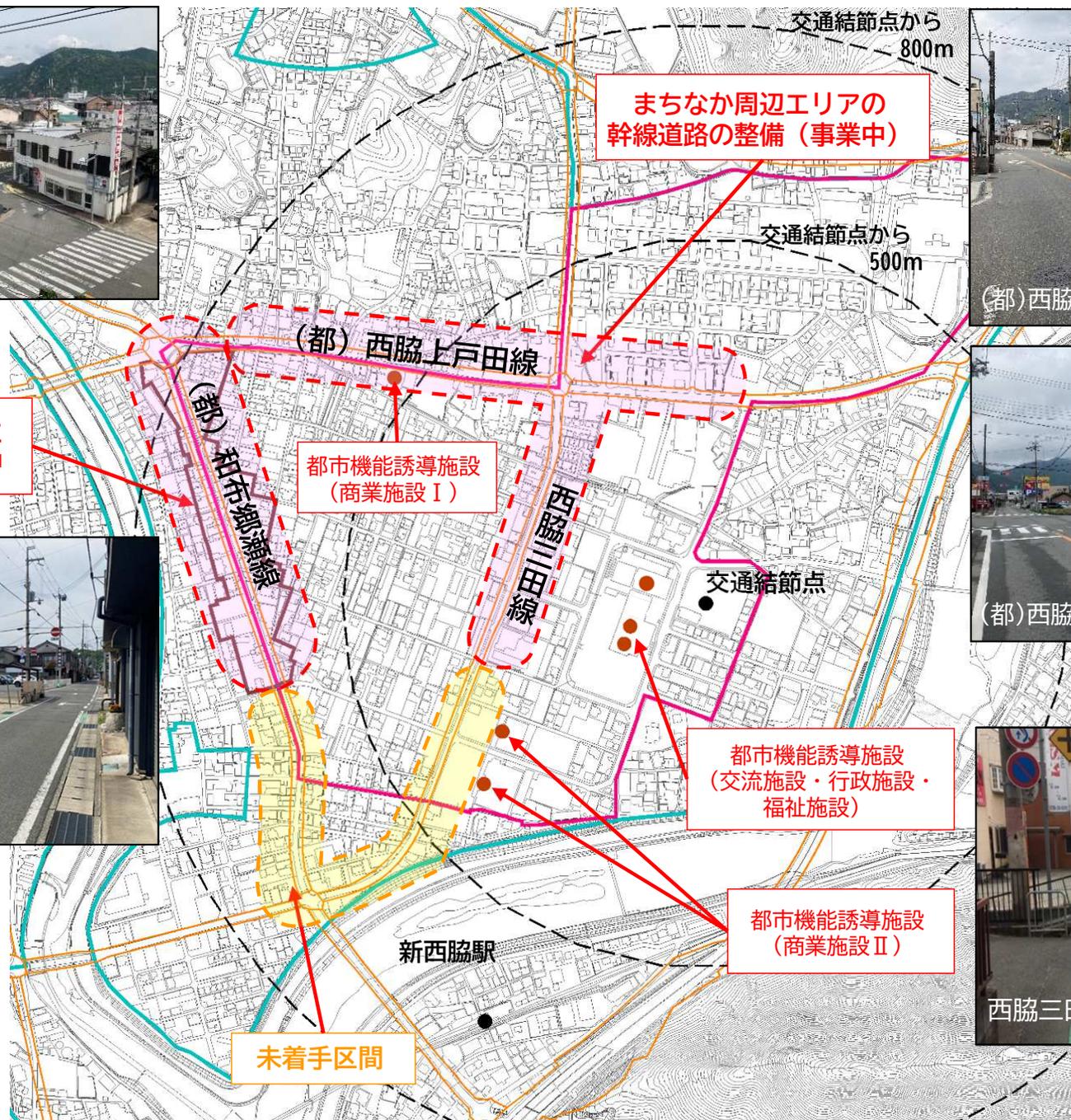
1 計画の進捗状況による見直し

1-2 誘導施策

都市機能誘導区域の検討



土地区画整理事業に向けた取組を推進中



A) 「まちなか周辺エリア」 について

【誘導方針】

- 既存の**都市機能**の維持と“織りまち・にしわき”を築く更なる誘導による交流や新たな価値を創造するまちの顔となる拠点づくり（※ソフト）
- まちなかをつなぐ**新たな基盤づくり**とまちなかエリアの特色を生かした**居住機能の強化**
- **高齢**であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくり

施策の考え方



- 拠点の強化と維持
- 中心市街地の空き家・空き店舗の利活用促進
- 歩きたくなる空間の整備
- 交通拠点間などの利便性向上

B) 「新興住宅地が広がるエリア」 について

【誘導方針】

- **子育て**環境が充実した“暮らし魅力”の高いまちづくり

施策の考え方



- 文教地区としての魅力を高めた子育て交流の場としての拠点づくり及び維持
- 良好な住環境の維持
- 交通拠点間などの利便性向上

■ 誘導施策の追加

区分	誘導施策	目的・概要
その他	区画整理による居住機能の強化	<p>【目的】 魅力ある市街地づくりを図る。</p> <p>【概要】 (都)和布郷瀬線沿道地区(通称:南北道路)において、面整備手法を活用したまちづくりを進める。</p>

誘導施策の概要

区分	誘導施策	居住誘導区域		
		都市機能誘導区域A	都市機能誘導区域B	左記以外
都市機能	公共施設の複合化による都市機能を拠点エリアへ集約整備	○	○	—
空き家等	空き家・空き店舗の活用	○	○	○
	空き家・空き地等取引の仲介	○	○	○
	低未利用地の有効活用	○	○	○
交通	利便性の高い公共交通網の形成	○	○	○
健康	歩行空間の整備	○	○	○
その他	道路の整備	○	○	○
	区画整理による居住機能の強化	○	—	—
	公共空間の創出	○	○	○
	若者向けの学び場、人材育成の場の創出	○	○	—
	国の支援の活用	○	○	—

1 計画の進捗状況による見直し

1-3 目標値

■ 評価指標に対する検証

評価指標一覧・令和5年時点の現状値

	評価指標	基準値	目標値 令和22(2040)年	計画策定時の 見込み値 令和5年(2023)年	現状値 令和5(2023)年
(1)	居住誘導区域内の人口密度	32.1人/ha 平成27(2015)年	32.1人/ha	—	33.1人/ha ※令和2(2020)年
(2)	都市機能誘導区域内の 固定資産税評価額(宅地)	19,100 円/㎡ 平成30(2018)年	19,100 円/㎡	19,100 円/㎡	18,854 円/㎡
(3)	居住機能誘導区域内の 固定資産税評価額(宅地)	19,100 円/㎡ 平成30(2018)年	15,300 円/㎡	18,164 円/㎡	19,207 円/㎡
(4)	健康づくりのための活動・ 取組を行っている市民の割合	46.2% 平成29(2017)年	60.0%	—	58.5%
(5)	歩行量(歩数)	—	+1,500歩/人・日	—	—
(6)	後期高齢者の要支援・ 要介護認定率	32.9% 平成28(2016)年	31.5%	31.9%	32.5%
(7)	公共交通の年間の延利用者数	18,090 人/年 平成29(2017)年	23,000 人/年	19,371 人/年	61,373 人/年
(8)	まちなかの空き家解消	7戸/年 平成29(2017)年	10戸/年	10戸/年	16.8戸/年

(5) 歩行量(歩数)

【目標値と現状値】

評価指標	基準値	推計値	目標値
	平成 29(2017)年	-	平成 52(2040)年
歩行量 (歩数)	-	-	 +1,500 歩/人・日 (対 H30(2018))

【当初の検証方法】

- 課題解決のための誘導方針の一つである「高齢であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくり」に対する、健康増進効果を把握する評価指標として+1,500歩/人・日とする目標値を設定
- 策定当初は、アンケートにより歩行量を調査・検証することとしていた。

■ (参考) H30アンケート調査結果

【基準値の考え方】

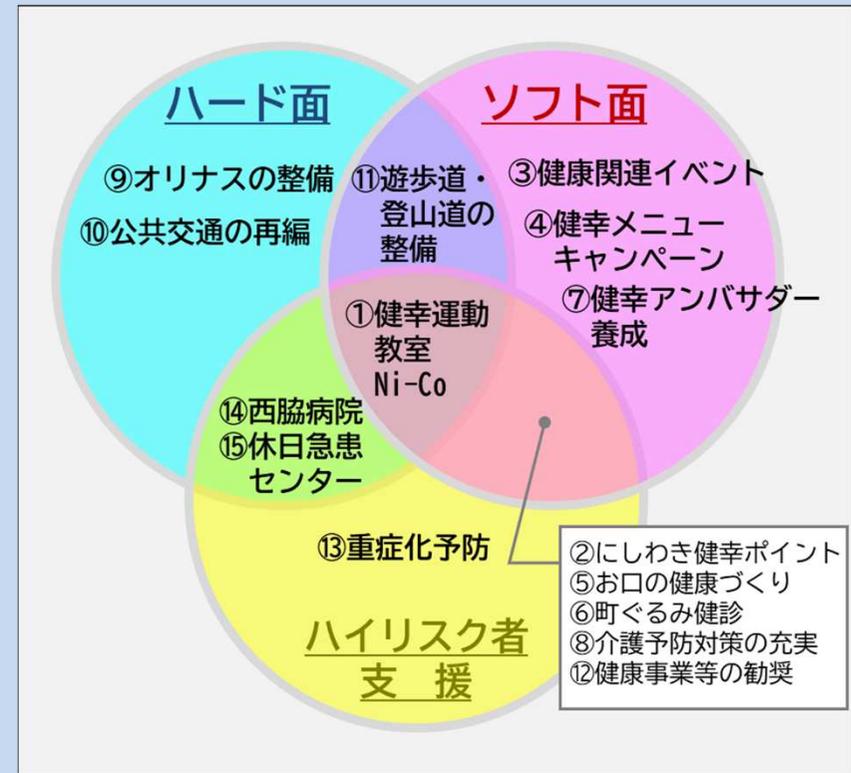
- 平成30年実施のアンケート調査結果から、1日あたり3,000歩（中央値）を算出
- 外出した日の自宅内歩行量（歩数）1,500歩を足すことで、**基準値は4,500歩／人・日**と想定

	対象人数 (人)	1週間あたりの合計 運動時間の中央値 (分)	1日あたりの合計 運動時間 (分)	1日あたりの 歩行量 (歩)
全体	431	210	30.0	3,000
男性	195	230	32.9	3,290
女性	235	180	25.7	2,570
10歳代	6	352.5	50.4	5,040
20歳代	20	240	34.3	3,430
30歳代	35	255	36.4	3,640
40歳代	62	210	30.0	3,000
50歳代	68	147.5	21.1	2,110
60歳代	108	180	25.7	2,570
70歳以上	132	210	30.0	3,000

■ 健幸ポイント事業

【本市における健康増進の取組】

- 平成30年度、誰もが住み慣れた地域で「健康」で「幸せ」に暮らし続けられる社会を目指す「スマートウェルネスシティ首長研究会」に参加
- ソフト面（健康づくり事業）・ハード面（施設整備）・生活習慣病等のハイリスク者支援の推進
- 健幸都市推進課において、①～③の事業が開始
 - ・ 健幸アンバサダー養成 (R1)
 - ・ 健幸運動教室Ni-Co (R2)
 - ・ 健幸ポイント事業 (R3)



【本改定での検証方法】

「健幸ポイント事業」は、市内に在住又は在勤する40歳以上の市民が対象で、参加者の歩行量（歩数）の計測を実施

- ➡ 健康増進に関する取組と連携し、健康増進効果を検証する。

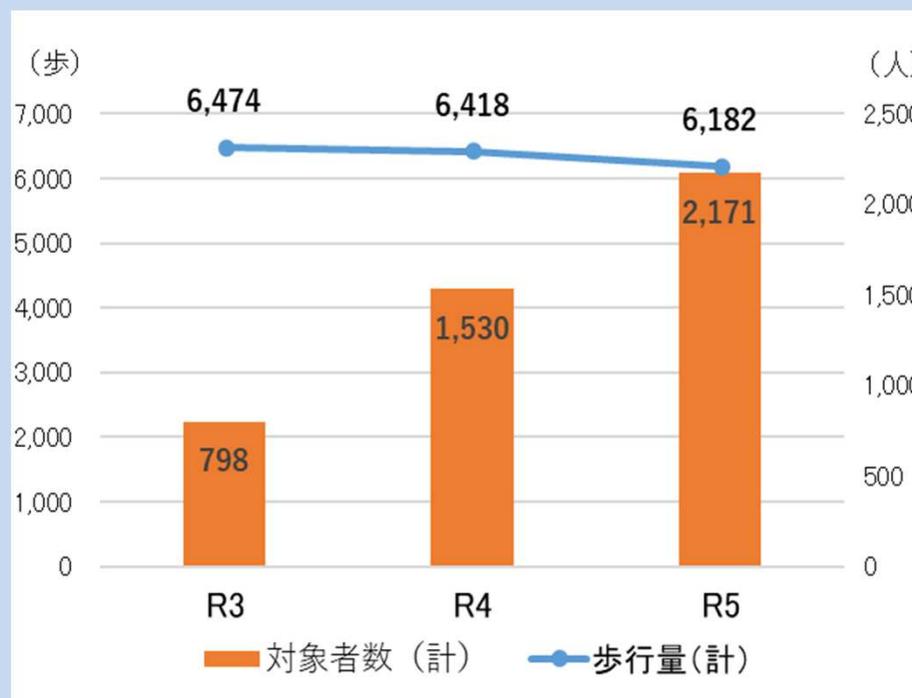
■ 検証結果①

【事業参加と歩行量】

- ・平均歩数は6,000歩/人・日を上回る。
- ・平均歩数 6,000歩以上を記録した事業参加者※1は年々増加傾向

※「健康日本21（第3次）」（令和5（2023）年・厚生労働省）では、身体活動・運動量を増加させ、健康増進につなげていくための基本的な考えとして、①日常生活における歩数の増加と、②運動習慣者の増加を掲げている。

※令和14年度の目標値は、65歳以上で6,000歩（健幸ポイント事業参加者の平均年齢は66.8歳）



※1 定義・対象者 …事業参加者のうち、1,000歩以上の歩数を1日以上記録した者(当該年度の4月1日～3月31日)
 ・平均歩数…1,000歩以上の1日単位の歩数の平均値(当該年度の4月1日～翌3月31日)
 〈参考：西脇市健幸都市推進課提供資料をもとに作成〉

事業参加者※1は増加傾向にあり、平均歩数は目標値相当である6,000歩/人・日（基準値：4,500歩/人・日+1,500歩/人・日）を達成

■ 検証結果②

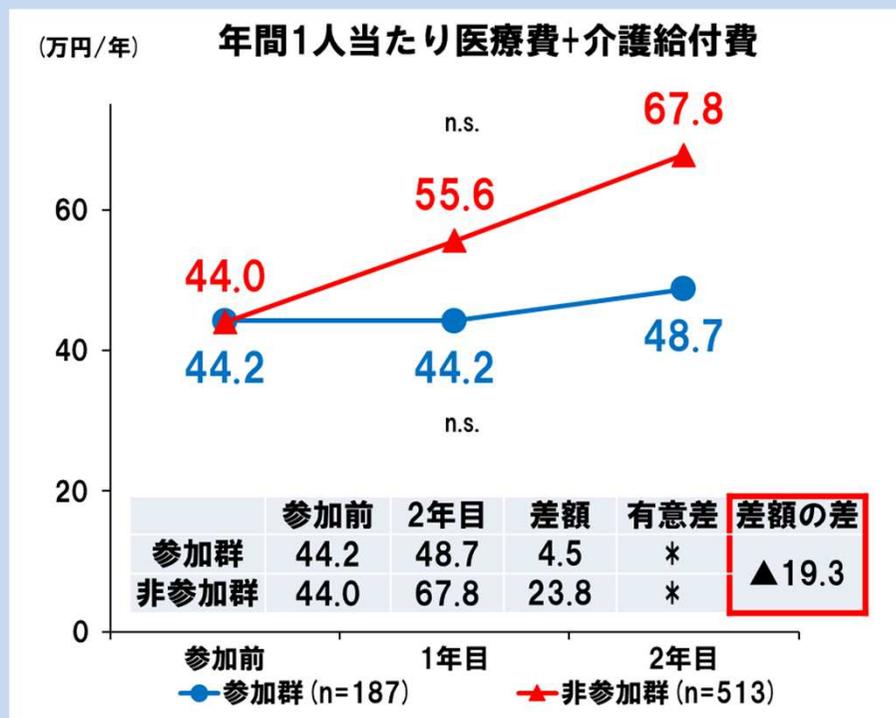
【事業参加と医療費・介護給付費】

2年間の事業参加により、医療費及び介護給付費が19.3万円抑制
⇒ 事業参加による、医療費の増加の抑制効果を期待

【参考】効果指標と期待される効果

効果指標	目標の達成により期待される効果
医療費の増加の抑制	【後期高齢者の要支援認定率減少に伴う効果】 22年間（H30(2018)からR22(2040)）の医療費※2 （現状すう勢（支出増加）の抑制）累計額約10億円 （うち、市負担分約0.8億円）
	【1日当たり歩行量（歩数）増加に伴う効果】 22年間（H30(2018)からR22(2040)）の医療費※1 （現状すう勢（支出増加）の抑制）累計額約56億円

※1 国の推計値である1日当たり1,500歩の歩行量（歩数）の増加により、年間3万5千円の医療費抑制効果（1人当たり年間医療費約40万7千円）を用いて算定。
なお、歩行量（歩数）増加者数は、社人研推計人口に対し、40歳以上の6割の人が22年かけて1日当たり1,500歩増加を達成したと仮定



※平均年齢【参加群(n=187)】73.0歳【非参加群(n=513)】73.0歳
〈引用：つくばウエルネスリサーチ（R5）〉

事業参加による歩行量（歩数）増加に伴う効果として、非参加群と比較して医療・介護給付費が抑制

➔ 事業参加者を増やすこと（無関心層の参加を増やすこと）により、歩行量（歩数）増加に伴う健康増進効果が期待できる。

■ 目標値改定の検討

(7) 公共交通の年間の延利用者数

【目標値と現状値】

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	平成 52(2040)年	平成 52(2040)年	令和5(2023)年
公共交通の年間の延利用者数※1	18,090 人/年	 約 5%減 17,100 人/年	 約 35%増(対推計値) 23,000 人/年	61,373 人/年 ※R3に公共交通網再編

※1 本市が運営するコミュニティバスとデマンド型交通の10月～9月の延利用者数
 基準値…H28年10月1日～H29年9月30日の実績値
 推計値…基準値×高齢者人口変動率（H29とH52の比較値：94.5%）
 目標値…推計値×35%（デマンド型交通を導入した県下の都市の利用者増加率実績を採用）

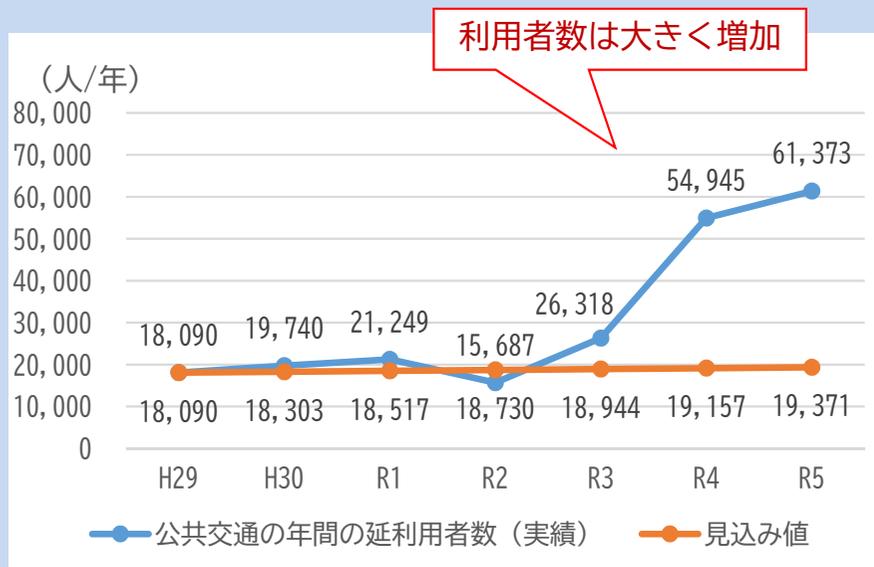
【当初の検証方法】

- 本市が運営するコミュニティバス、循環型公共交通及びデマンド型交通の利用者数をもとに、平成29年基準値を18,090人／年、目標値を推計値の約35%増である23,000人/年と設定
- デマンド型交通を導入した県下の都市の利用者増加実績を勘案し、増加率35%と算定

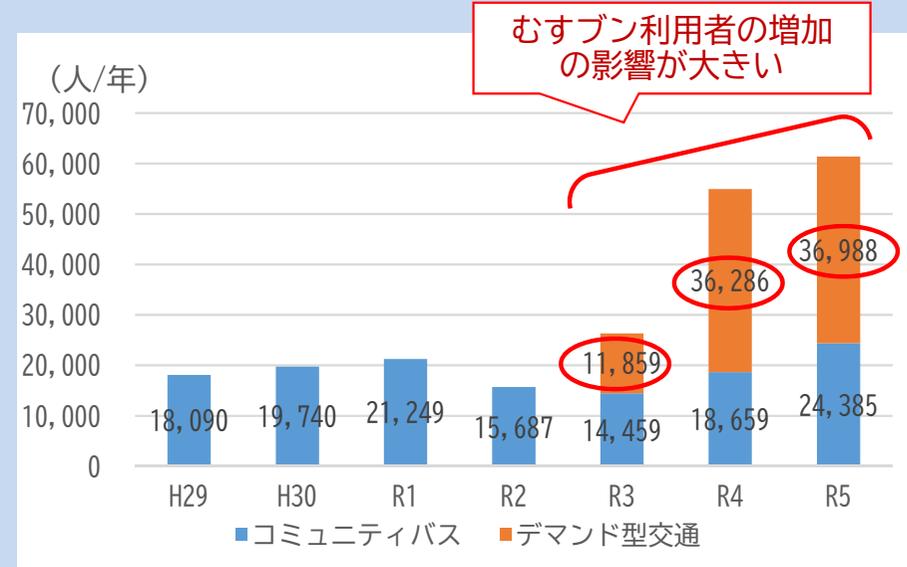
■ 評価指標に対する検証

【公共交通の年間の延利用者数】

- 基準値を18,090人／年、目標値を23,000人／年と設定
- 令和2年に利用者数は一度落ち込むも、令和3年以降は大きく増加
- 令和3年の市庁舎の移転に合わせて公共交通の再編を行い、ループバス「めぐりん」、デマンド型交通 乗合タクシー「むすブン」の運行を開始
→ デマンド型交通（むすブン）の利用者数が大きく増加していることによる効果大きい。



公共交通利用者数の推移



コミュニティバス、デマンド型公共乗合タクシー利用者数の推移

■ 目標値改定

【評価指標と目標値】

■当初

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成29(2017)年	令和22(2040)年	令和22(2040)年	令和5(2023)年
公共交通の年間の延利用者数	18,090人/年	 約5%減 17,100人/年	 約35%増(対推計値) 23,000人/年※1	61,373人/年

※1 本市が運営するコミュニティバスとデマンド型交通の10月～9月の延利用者数
 基準値...H28年10月1日～H29年9月30日の実績値
 推計値...基準値×高齢者人口変動率（H29とH52の比較値：94.5%）
 目標値...推計値×35%（デマンド型交通を導入した県下の都市の利用者増加率実績を採用）

■改定案

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	令和5(2023)年	令和22(2040)年	令和22(2040)年	令和5(2023)年
公共交通の年間の延利用者数	64,927人/年	 約5%減 61,000人/年	 約6.5%増(対推計値) (現状の維持) 65,000人/年※1	64,927人/年

※1 コミュニティバス「おりひめバス」、ループバス「めぐリン」、乗合タクシー「むすぶん」の年間利用者数（R5年4月1日～R6年3月31日の1年間の利用者数）
 ※2 推計値...基準値×高齢者人口変動率（R2とR22の比較値：94.4%）

【設定方法、変更点】

- 目標値は「西脇市地域公共交通計画」の方針に準じて設定（現状維持）
- 利用者数の算出期間変更
 （当該年度10月1日～翌年度9月30日 ⇒ 当該年度4月1日～翌年度3月31日）

2 今後のスケジュール

視点1 計画の進捗状況による見直し

現行計画の進捗

上位計画・
社会情勢・事業

整理・分析

評価

改定方針・見直し案

視点2 防災指針の追加

防災指針

災害リスク分析

防災まちづくりにおける
課題と取組方針の検討

取組内容とスケジュールの検討

目標値の検討

改定素案

- ・ 序 章 立地適正化計画の概要
 - ・ 立地適正化計画策定の背景と目的
 - ・ 立地適正化計画の位置付け
 - ：
- ・ 第1章 西脇市を取り巻く現状と将来見通し
- ・ 第2章 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 第3章 誘導区域及び誘導施設
- ・ **第4章 防災指針 【新規追加】**
- ・ 第5章 計画の推進・進行管理

■ 今後のスケジュール

	令和6年度											令和7年度																		
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3								
計画準備	←→																													
現況と課題整理		←→																												
防災指針の作成			←→																											
計画の見直し			←→																											
都市計画審議会					10/11	11/28			2/21				6/3		8/22			11/7												

国・県意見照会、パブコメ
とりまとめ

今回

次回

－令和7年度第2回西脇市都市計画審議会－

西脇市立地適正化計画の改定について

ご静聴ありがとうございました

